

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設 (国30)(法人税:義) (地29)(法人住民税、事業税:義) 【新設】延長・拡充
2	要望の内容	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置を創設する。 ・乗降客1日1万人以上の駅 ・片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等 ・緊急輸送道路等と交差・並行する線区の高架橋等
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、レジリエンスの観点から地震時における鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成25年国土交通省令第16号)</p> <p>(耐震補強の実施) 第三条 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者は、特定鉄道等施設の地震に対する安全性の向上を図るため、国土交通大臣が告示で定める指針に従って耐震性の向上を図るための補強工事を実施するよう努めなければならない。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 10. 防災政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、乗降客1日1万人以上の駅及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等の耐震化率を向上させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度末までに駅の耐震化率を95%、路線の耐震化率を93%とする。 (平成24年度末における駅の耐震化率は85%、路線の耐震化率は89%である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置を導入することにより、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定化が図られることから、施設等の整備に対するインセンティブになることが見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>今後の見込 平成26年度 約30事業者 平成27年度 約30事業者 平成28年度 約30事業者 (事業者からの聴き取りによる)</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策が促進されることが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 平成28年度末までに、駅の耐震化率が95%、路線の耐震化率が93%となる見込みである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置が新設されなければ、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収することができなくなり、主要駅や高架橋等の耐震対策が遅れることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、主要駅や高架橋等の耐震対策が促進される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>税制上の優遇措置の対象となる耐震対策の範囲を、省令により努力義務を課している施設に限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし、必要最小限の措置としている。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置は法人税の負担の軽減によって、キャッシュフローが確保され、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策への投資を促すものである。</p> <p>本特例措置の他に「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、耐震対策後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、耐震対策を行うインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切且つ明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—